

【公表用】

定期総会議事録

公益社団法人国民健康保険中央会

1 開催日時

令和3年6月29日（火） 13時30分～15時00分

2 開催場所

テレビ会議により開催

3 総会の議事の経過の要領及びその結果

- （1）出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできることを確認した。
- （2）定款第33条の規定により、石子彭培北海道国保連合会理事長が議長に選出された。
- （3）議長が事務局に本日の出席状況の報告を求め、事務局から、代理出席及び委任状の提出を含め、会員である47都道府県国保連合会の全員が出席しており、定款第35条第1項に規定する定足数を満たしていることが報告された。
- （4）定款第37条第2項の規定により、大畠秀信石川県国保連合会常務理事、田中喜男大阪府国保連合会専務理事が、議事録署名人に選任された。

【公表用】

(5) 会長から会長挨拶があった。

- 本日は大変ご多用の中、ご出席を賜り、感謝を申し上げます。
また、来賓として、公務ご多用の中、厚生労働省保険局審議官にお越しいただいております、後ほどご挨拶をお願い申し上げます。
- 最近の情勢について、3点申し上げます。1点目は、「審査支払機能改革」への対応として、厚生労働省の「審査支払機能の在り方に関する検討会」において、本年3月29日に報告書が取りまとめられたので、その主な内容についてである。
- 国保中央会・国保連合会と支払基金における審査結果の差異の解消に向けたコンピュータチェックの統一に関しては、令和6年4月までに全国の統一を行う方針が示された。
- 国保中央会・国保連合会と支払基金のシステムの整合的かつ効率的な在り方についても、オンライン請求システムにおける受付領域を、令和6年4月から共同利用を行うことが示された。
- この報告書を受け、中央会として3月31日に、「審査支払機能に関する改革工程表」を公表し、6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021」いわゆる骨太の方針の中にも「審査支払機能改革の着実な推進」という文言が明記された。
- 一方、このことにより、令和6年度に更改する「国保総合シ

【公表用】

システム」の開発費用が大幅に増加する見込みであり、国保保険者等の負担が増えることとなるため、国の検討会において、構成員である私より国の財政支援の必要性を強く訴えている。

- このため、国保中央会・連合会からは地方 6 団体や国保組合等に対し、来年度の政府予算案への要望事項に盛り込むよう強く働きかけるとともに、全国的な予算獲得運動を開始したところである。
- 2 点目の健康保険法等の一部改正については、6 月 4 日に本改正案が参議院本会議において可決・成立した。本改正では、「一定以上の所得がある後期高齢者については、一部負担割合を二割にする」ことを含む内容となっており、国保中央会・国保連合会の業務に直接関係のある改正である。
- 今回の改正では、長期頻回受診者の負担軽減を目的として、制度施行後三年間について「配慮措置」が設けられることとなっており、本会において開発した後期高齢者医療広域連合に提供しているシステムの中身にも大きな影響があるものと考えするため、関係機関等と連携を図りながら適切に対応していく。
- 3 点目の新型コロナウイルス感染症については、各国保連合会の皆様には、新型コロナウイルスの接種費用の請求支払事務に大変なご協力、ご尽力を賜っており、御礼を申し上げます。
中央会としても、引き続き厚生労働省と連携を密にしながら、

【公表用】

各連合会の業務が円滑に実施できるよう努力していくので、
よろしくお願い申し上げます。

- 本日の総会は、令和2年度事業報告並びに決算、令和3年度補正予算などについてご審議をお願い申し上げます。

そのほか、積立計画の一部変更や、令和4年度の診療報酬改定の国保独自対応に係る負担金規程の一部改正などについて案件があるが、いずれも毎月14日に開催された定期理事会においてご審議を賜り、調整を行っていただいたものである。

（6）厚生労働省審議官から来賓挨拶があった。

- 日ごろから国民健康保険の安定的な運営に大変なご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。
- ワクチン接種をはじめ、新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、皆様のご尽力により、診療報酬の審査支払業務など国民健康保険制度が滞りなく運営されていることに、感謝を申し上げます。

厚労省としても、医療保険制度において、さまざまな新型コロナウイルス対策を講じているところであり、引き続き、感染状況などを注視しながら対応してまいりたい。

- 医療保険制度改革については、本年6月4日に全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が成立した。

【公表用】

この法律は、後期高齢者の負担の割合の見直し、あるいは育児休業中の保険料免除要件の見直しなどに加え、国民健康保険制度に関する内容も盛り込んでおり、この法律の着実な施行に向けて取り組んでまいりたい。

- 国民健康保険法の主な改正内容として、子どもの均等割保険料の減額措置の導入、財政調整機能の強化のための財政安定化基金の使途の拡充、法定外繰入れの解消や保険料水準の統一に関する都道府県国民健康保険運営方針の記載事項への位置づけがある。
- 国民健康保険制度は、国民皆保険の要であり、財政運営の都道府県単位化を踏まえた安定的な運営が強く求められている。各地域で国保関係者の皆様が協力・連携して制度を運営していただけるよう、厚生労働省としても、改正法の円滑な施行準備も含め、しっかりと対応してまいりたい。
- 今回の法律には、健診情報等の活用促進を含む予防・健康づくりの強化の内容も盛り込んでいる。予防・健康づくりや重症化予防については、KDB システムの活用など、データ分析に基づく事業展開が重要と考えており、高齢者に対する保健事業の一体的実施を含め、地域の幅広い関係者がそれぞれの役割を踏まえた取組を一層強化できるよう、各都道府県の国保連合会においても、都道府県、市町村等と適切な役割分担のもとでデー

【公表用】

タ分析、研修等でのご支援をお願いしたい。

- 審査支払機関改革については、昨年度末に工程表を取りまとめた。支払基金と国保連合会・国保中央会との間の審査結果の不合理的な差異の解消、あるいはシステムの整合性・効率性の実現に向けて、国保総合システムの更改に向けた準備を進めていただいている。財政支援に対する強いご要望もいただいているところであり、引き続き国保中央会・国保連合会の皆様と相談しながら、必要な支援について検討を進めてまいりたい。
- オンライン資格確認とマイナンバーカードの保険証利用については、6月からは約870の病院・診療所・薬局でプレ運用を開始しており、保険者、医療機関、国保中央会・国保連合会等において必要な準備を進めていただいている。厚生労働省としても必要な支援を進めていくので、円滑な運営開始に向け、皆様方においてもご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
- 最後に、第三者行為求償事務に関して、引き続き更なる強化が図れるよう、この夏をめどに具体的な取組内容について改めて周知したい。また、各市町村が業務を進めるに当たり、各国保連合会や国保中央会の皆様のご協力は不可欠となっており、引き続き、皆様のご協力のほどをお願い申し上げます。
- 我が国の医療保険制度を次の世代にしっかりと引き継いでいくため、国保連合会や国保中央会に果たしていただく役割は

【公表用】

ますます大きくなっていくものと考えており、皆様と力をあわせて取り組んでまいりたい。

(7) 理事長から情勢報告があった。

- 最近の情勢等について3点ほどご報告を申し上げる。1点目は、本年3月末に策定・公表した「審査支払機能に関する改革工程表」の実施状況についてである。この「改革工程表」のうち、「審査結果の不合理的差異の解消に向けた工程表」については、審査基準やコンピュータチェックの統一等、審査支払機関として取り組まなければならない課題である。
- そのため、全国審査担当課部長会議や審査支払業務検討委員会を中心にスピーディーで計画的な対応を行っていくことが重要と考える。実際、全国の国保連合会の皆様の努力で、国保内におけるコンピュータチェックの統一については作業が急ピッチで進み、目標達成時期については、工程表に記載の来年10月から本年10月に、1年前倒しすることができた。
- もう一つの「支払基金と国保中央会・国保連のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現に向けた工程表」については、支払基金との共同開発・共同利用に向け、財政面、技術面、スケジュール面など、難しい課題を抱えながら取り組んでいくこととなる。
- 先日、関係法が成立したが、工程表にも書かれている「デジ

【公表用】

タル庁」との連携が重要になると考えている。また、早ければ、来月にも厚生労働省と支払基金との共同開発体制が構築される可能性も出てきている。

- 2点目は、国保総合システムの次期更改についてである。令和6年の国保総合システムの更改についてどう具体的に対応していくかが当面の最重要課題となっている。
- 先日、支払基金から新システムのうち、共同開発の対象となる請求支払領域の開発が1年遅れるとの連絡があり、9月に迫った受付領域等の開発が予定通り進むのか懸念している。
- 本年9月の支払基金の新システムの開発に関する情報が、依然として十分に得られていない状況の中で、国保総合システムの更改に要する開発期間をどう確保するか、また、従前よりある程度は予想されていた次期更改に要する多額の費用について、その財源をどう確保するのが課題となっている。
- 前者の問題については、その後、本会において作業工程等を見直し、システムの品質や本稼働前の連合会運用試験期間を確保しながら、令和6年4月の更改に間に合わせるための具体案を検討し、次期更改に関する情報化構想書（案）の見直しを行った。本年10月の開発着手が不可欠であり、そのためには7月より開発業者の調達を開始する必要がある、本日、情報化構想書（案）についてご承認いただきたいと考えている。

【公表用】

- 後者の更改に係る費用については、現時点で得られる情報に基づいた粗い試算ではあるが、本会の試算では、本会及び国保連合会で準備している国保総合システム更改のための財源を全て充てても、令和4年度及び5年度の合計で百数十億円の財源不足が生じる見込みとなっている。
- 市町村等国保の財政基盤は依然として脆弱な状況にあるため、この不足分については、今回のシステム更改が国の意向に沿って国の指導のもとに実施されることを踏まえ、国の責任において財政措置をしていただく必要があると考える。
- そのため、4月下旬より国保連合会及び本会において、地方6団体等に対して国庫補助獲得のための要請活動を行った。皆様のご尽力により、各団体において要望事項として取り上げていただける見込みが立った。中央会としての決議文案を取りまとめたいので、ご承認をお願い申し上げます。
- 3点目は、2022年度以降の国保中央会の人員体制と連合会負担金についてである。本件については、本年4月末より本会と連合会との間で協議を開始したところである。
- 中心となる国保総合システムについては、2024年と2026年の更改に向けて、開発費用と国庫補助等の財源、また開発体制がどのようなのか見通しが明らかでない状況が続いている。また、国保総合システム以外の中央会が開発する標準シス

【公表用】

テムについても、これまで以上に開発規模の大きな更改となる予定であり、人員体制や負担金の案の作成作業は難しくなっている。

○ 中央会としては、可能な限り迅速に具体案を掲示し終え、本年 9 月頃の取りまとめに向けて充実した協議を行っていききたいので、連合会の皆様には、ご理解、ご協力をいただくよう、お願い申し上げます。

○ 来月にはオリンピック・パラリンピック競技大会が開催される見込みとなっており、多くの関係者が来日し、ここ東京に集まる。本会としては、引き続き職員等の感染防止を徹底し、事業運営を停滞させることなく、本会としての役割をしっかりと果たし、保険者や連合会の皆様の期待に応えていきたい。

(8) 議案及びその審議状況は次のとおりであった。

① 議案

- ・ 議案第 1 2 号 令和 2 年度国民健康保険中央会事業報告について
- ・ 議案第 1 3 号 令和 2 年度国民健康保険中央会収支決算について
- ・ 議案第 1 4 号 令和 3 年度国民健康保険中央会収支補正予算について
- ・ 議案第 1 5 号 積立計画の一部変更について

【公表用】

- ・ 議案第 16 号 令和四年度診療報酬改定の国保独自対応に係る負担金規程の一部改正について
- ・ 議案第 17 号 令和 6 年度国保総合システム更改の開発に係る情報化構想書について
- ・ 議案第 18 号 国保総合システムの次期更改に係る国庫補助要請のための決議について

② 審議状況

議案第 12 号、同第 13 号、同第 14 号、同第 15 号、
同第 16 号：

議案第 12 号及び同第 13 号について事務局から提案説明があり、これを受けて、常勤監事から監査報告が行われた。その後、議案第 14 号、同第 15 号及び同第 16 号について事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第 17 号：

議案第 17 号について事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

【公表用】

議案第18号：

議案第18号について事務局長から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

4 出席者の氏名

(1) 会員

別紙のとおり

(2) 理事

岡崎 誠也（会長）

太田 長八（副会長）

原 勝則（理事長）

中野 透（常務理事）

齋藤 俊哉（常勤理事）

(3) 監事

黒澤 正明（常勤監事）

5 議長の氏名

石子 彭培（北海道国民健康保険団体連合会理事長）

【公表用】

6 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

稲垣 仁（国民健康保険中央会事務局長）

【公表用】

(別紙)

都道府県名	役 職	氏 名	都道府県名	役 職	氏 名
北海道	理 事 長	石 子 彭 培	滋 賀	副理事長（兼） 常務理事	桂 田 俊 夫
青 森	常務理事	舩 甚 悟	京 都	事務局長	山 村 一 美
岩 手	専務理事	鈴 木 浩 之	大 阪	専務理事	田 中 喜 男
宮 城	常務理事	山 崎 敏 幸	兵 庫	専務理事	福 田 庸 二
秋 田	常務理事	古 谷 勝	奈 良	常務理事	橋 本 安 弘
山 形	常務理事	佐 藤 友 弘	和歌山	常務理事	岡 野 充 伸
福 島	常務理事	林 昭 彦	鳥 取	常務理事	小 倉 誠 一
茨 城	常務理事	富 田 亮 二	島 根	常務理事	大 矢 敬 子
栃 木	常務理事	篠 崎 直 樹	岡 山	常務理事	小 川 雅 史
群 馬	常務理事	柊 澤 康 幸	広 島	総務部長	小 松 臣 吾
埼 玉	常務理事	土 田 保 浩	山 口	参 与	松 田 昭 博
千 葉	常務理事	谷 上 典 幸	徳 島	常務理事	宮 内 正 彦
東 京	事務局長	水 田 博	香 川	常務理事	森 義 之
神奈川	常務理事	大久保 雅 一	愛 媛	事務局長	大 政 幸 司
新 潟	事務局次長	梨 本 貴 男	高 知	常務理事	渡 辺 純 正
富 山	常務理事	須 河 弘 美	福 岡	常務理事	小 山 英 嗣
石 川	常務理事	大 畠 秀 信	佐 賀	常務理事	原 節 治
福 井	理 事 長	南 英 治	長 崎	常務理事	古 川 敬 三
山 梨	常務理事	小 島 徹	熊 本	事務局次長	藤 岡 修 二
長 野	常務理事	土 屋 嘉 宏	大 分	常務理事	高 橋 基 典
岐 阜	常務理事	近 田 和 彦	宮 崎	常務理事	江 藤 修 一
静 岡	事務局長	藤 浪 貴 久	鹿児島	常務理事	久木田 義 朗
愛 知	専務理事	小 澤 尚 司	沖 縄	常務理事	座嘉比 光 雄
三 重	常務理事	鳥 井 隆 男			

(敬称略)

【公表用】

この議事録が正確であることを証するため、署名押印する。

議 長

議事録署名人

議事録署名人